

《パブリックコメント》

石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業の 見直しについて

1 概要

当該事業は、除雪が困難な高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的に実施しておりますが、ここ近年は、対象者が増加する一方除雪作業員不足などにより、現行の除雪サービスの維持が困難な状況であることから、持続可能な制度となるよう構築を行うことが必要と判断しました。

つきましては、石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業の見直し方針を定めたことから、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例に基づき、皆様のご意見をお伺いするものです。

2 見直し対象

①対象者の見直し

現行要綱における対象者は、次の要件を満たす必要があります。

当該事業の対象者は、石狩市に住所を有し、次に掲げる者のみからなる世帯のうち、除雪を援護してくれる近親者等がサービスを必要とする世帯からおおむね300メートル以内に居住していないものを対象とする。

ただし、出入口を他の世帯と共用する共同住宅に入居している世帯で、市長が特に必要がないと認めたものは、除くものとする。

- (1) 70歳以上であって、身体上の事由により、自力で除雪のできない者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の級別が1級又は2級である者
- (3) 義務教育課程を修了する前の者
- (4) その他特に市長が必要と認めた者

対象者の見直し対象は、(1)とし、それぞれの見直しに係る方針を3の①で詳述します。

②事業内容の見直し

現行要綱における事業内容は、次のとおりです。

- (1) 生活路の確保を目的とし、玄関先から公道までの除雪及び窓際にたい積した部分の除雪を事業内容とする。
- (2) 除雪出動基準（市除雪業務委託仕様に準ずる）に達した日の午前中に除雪を行う。

事業内容の見直し対象は、(2)とし、それぞれの見直しに係る方針を3の②で詳述します。

3 見直し内容

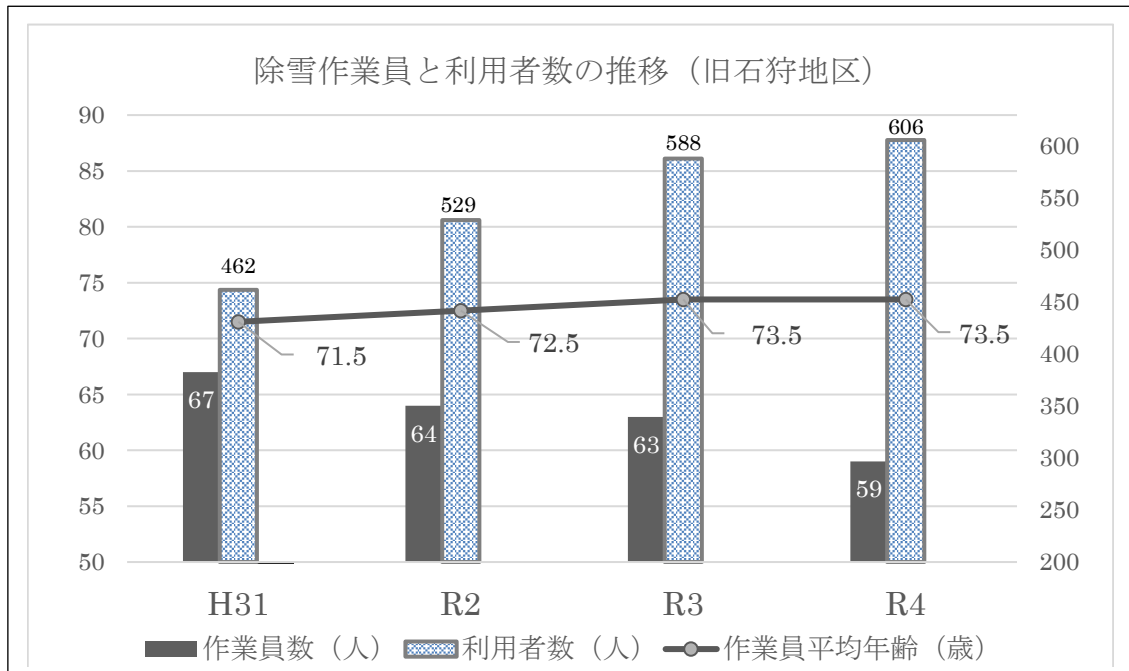
①対象者の見直し

近年、少子高齢化の影響などにより、除雪サービスの利用申込みが増加している一方で、除雪作業員の高齢化などに伴い慢性的な作業員不足が生じています。

また、一方で要件である「70歳以上であって、身体上の事由により、自力で除雪のできない者」について、具体的な基準となっていないとの指摘があったところです。

令和3年度シーズンの記録的な大雪の反動からか、令和4年度においては申込みが過多となり、旧石狩地区の約90世帯に対して、除雪サービスの提供が困難な状況となりました。

今後においては、このような事態を生じさせないため、これまで「70歳以上であって、身体上の事由により、自力で除雪のできない者」を要件としていたものを、「70歳以上であって、介護認定において要支援1以上の認定を受けている者」と明確化することにより、真に必要な対象者にサービスを提供できるよう見直しを行います。



②事業内容の見直し

これまでの除雪出動基準は、「目安として10cm以上の降雪があった日の午前中に除雪を行う」としていましたが、大雪などの状況によっては時間的に作業完了が難しい状況も考慮し、「原則、目安として10cm以上の降雪があった日に除雪を行う」に改め、除雪作業員の負担を軽減し作業員確保にもつながる見直しを行います。

4 パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続きのほか、令和5年7月下旬開催予定の石狩市社会福祉審議会に諮問し答申を得たうえで、令和5年8月中に見直し内容を決定し、同月中に石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業実施要綱の改正を予定しています。